

児童クラブを利用されている保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

6 月 1 日以降の児童クラブの対応について

このたび、市立小学校が 6 月 1 日（水）から再開することに伴い、児童クラブでの受け入れを下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

なお、今後の感染の広がり等、状況の変化により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 児童クラブでの受け入れについて

- 市立小学校の再開に伴い、学年を問わず通常の開設時間で受け入れを行います。

開設時間	
平日	放課後から 18 時まで（延長利用は 19 時 15 分まで）
土曜日	9 時から 17 時まで
長期休業日	8 時から 18 時まで（延長利用は 19 時 15 分まで）

- 緊急事態宣言は解除されておりますが、引き続き、マスクの着用や手洗い等の感染予防、身体的距離の確保や 3 密回避等の取組みが必要とされています。
- 本市の児童クラブにおきましても、引き続き、咳エチケットや手洗いなど基本的な感染対策や施設・設備の消毒、こまめな換気等により感染拡大防止に努めてまいります。
- 一方で、これまでより利用率が高まることが想定される中、施設内の密集性を緩和する必要がありますことから、保護者の皆さまには、引き続き、可能な限り利用の見合わせや利用時間の短縮にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2 保護者負担金について

(1) 5 月利用分まで

現在、できる限り児童クラブの利用を控えるよう保護者の皆さまにご協力いただいていることを踏まえ、月のうち一度も児童クラブを利用しなかった場合には、児童クラブの保護者負担金はいただかないこととしております。

今後、4 月及び 5 月の利用実績を踏まえ、利用があった方につきましては、翌月の末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）に口座振替いたします。

利用月	口座振替日
4 月分	令和 2 年 6 月 1 日
5 月分	令和 2 年 6 月 30 日

(2) 6 月利用分以降

小学校が再開する 6 月以降につきましては、これまでより児童クラブの利用率が高まることが想定される一方、引き続き 3 密回避の取組みを進める必要があります。

つきましては、引き続き、可能な限り利用を控えていただきますようお願いいたしますとともに、ご協力いただきました保護者の皆さまのご負担を軽減するため、当面の間、保護者負担金（基本額 3,000 円）を以下のとおり取り扱うことといたします。

利用実績を踏まえ、これまで同様、翌月の末日に口座振替いたしますので、利用回数と振替金額に相違がないかご確認いただき、相違がある場合は裏面連絡先までご連絡ください。

5月利用 (6月末引落し)分まで		6月利用 (7月末引落し)分から	
区分	基本額	区分	基本額
月に一度も 利用なし	0円	月に一度も利用なし	0円 (0円)
		月の利用1~5回	1,000円 (500円)
		月の利用6~10回	2,000円 (1,000円)
		月の利用11回以上	3,000円 (1,500円)

※6月利用分の（）内の額は、既に世帯収入等に基づく減免で1,500円になっている方

(3) 延長利用分

延長利用分の1,000円につきましては、これまでどおり、月のうち一度も児童クラブの利用がなかった場合のみ、基本額とあわせて、いただかないことといたします。延長分のみ減免はできませんので、利用時間の短縮に伴い、月単位で延長利用のみ不要になる場合には、前月中に児童クラブ登録事項変更届(様式第6号)を提出願います。

3 お子様の体調管理等について

- ・児童クラブの利用にあたっては、毎朝、お子様の体調の観察や体温の計測を行うとともに、できる限りマスクを着用してください。
- ・風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさがある場合など、体調が優れない場合等、登館に不安を感じる場合には、児童クラブを休ませ、外出は控えるようにしてください。
- ・登館後、高熱・咳が認められる場合は、児童館から保護者に連絡のうえ、お子様を帰宅させますのでご了承願います。
- ・児童クラブを利用した前後2週間に、児童のほか同居の親族に新型コロナウイルスの感染者(濃厚接触者を含む)が発生した場合は、児童館にも情報提供をお願いいたします。
- ・児童館では、食事の前のほか、玩具や図書など遊びを切り替えるタイミングにおいても、こまめに手洗い・手指消毒を行うよう声掛けしておりますが、ご家庭でもお子さまにお伝えください。

4 感染症発生時における児童館の臨時休館等について

各児童館におきまして感染予防に努めているところですが、次のような場合には、児童館の臨時休館、児童クラブの利用停止又は自粛の要請を行いますので、あらかじめご承知おき願います。

- (1) 児童クラブの利用児童の感染が判明した場合、当該児童については、児童クラブの利用を停止してください。
- (2) 児童クラブの利用児童又は児童館職員の感染が判明し、概ね2週間以内に、当該児童又は職員に、児童クラブの利用又は勤務実績があった場合は、原則、児童館を臨時休館とします。(臨時休館の期間等は、関係機関と協議の上、決定します。)
- (3) 児童クラブの利用児童が濃厚接触者となった場合や、同居親族の感染が判明した場合、発熱・咳など感染の疑いが強い場合等については、児童クラブの利用を自粛してください。
- (4) そのほか、地域で感染症が拡大するなど、公衆衛生の観点から必要と判断される場合、児童館を臨時休館することがあります。

※(3)の利用自粛の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して概ね2週間とします。